

東紀州環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

令和3年4月1日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年尾鷲市条例第2号）の適用を受ける職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。